

第5章 生活関連施設・生活関連経路の設定

5-1 生活関連施設

(1) 生活関連施設の考え方

<生活関連施設>

●バリアフリー新法では、「高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を対象としています。

(バリアフリー新法第2条 第1項 第21号イ)

* 特定事業の実施は義務づけられていません。

考え方1：常に多数の人が利用する施設

旅客施設、官公庁、文化施設等は高齢者や障害者等のほか、妊産婦や乳幼児連れなど様々な人が利用する用途の施設であり、生活関連施設としての優先度は高いです。また、公共施設を率先的に生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民の意識啓発を行うなど、地域の移動等円滑化を牽引することが重要です。

なお、アンケート調査等により、利用頻度の高い施設を調査したため、選定にあたってはその結果を活用しました。

考え方2：高齢者、障害者等が常時利用する施設

高齢者、障害者が多く利用する福祉施設等は、生活関連施設としての優先度が高いです。

考え方3：緊急時の避難を考慮し、防災マップに記載されている施設

避難所、二次的避難所（避難所だけでは避難者を十分に収容できない時に指定）、広域避難地（大災害や大地震などが発生した時に、多くの人が避難のため集まることができる大きな空き地があるところ）に指定されている施設を生活関連施設とし、平常時だけではなく、緊急時の移動の円滑化にも配慮します。また、市民からも利用頻度が高いとの指摘があった病院については、救急告示病院を対象としました。

(2) 生活関連施設の選定

生活関連施設として選定した施設と考え方を示します。

表 5-1 生活関連施設

分類	生活関連施設	選定理由
旅客施設	JR郡山駅・近鉄郡山駅・バスターミナル	バリアフリー新法で対象としている施設であり、公共交通を利用した移動等の円滑化を図る必要があります。
公共施設	大和郡山市役所・やまと郡山城ホール（文化会館・武道館）・大和郡山市立図書館・中央公民館・市立体育館（三の丸会館）・大和郡山市市民交流館・大和郡山市こどもサポートセンター・箱本十三町観光案内所・箱本館「紺屋」	不特定多数の市民や来訪者が日常的に利用します。また、災害時避難場所となっている施設もあります。
	大和郡山市社会福祉会館・ゆたんぼ（老人福祉センター）	福祉施設として、障害者や高齢者が日常的に利用します。
学校	郡山北小学校・郡山南小学校・郡山高等学校	災害時避難場所や二次的避難場所となっています。
公園	郡山城跡	市のシンボルとして市民の憩いの場であり、多くの来訪者が訪れます。また広域避難地に設定されています。
	外堀緑地	緑地の一部を、東西の移動経路の一つとして活用します。
駐車場	三の丸駐車場	近鉄郡山駅周辺に訪れる市民が日常的に利用し、障害者にとって不便であるという意見が多く出されました。
商業施設	西友大和郡山店	市民が利用する施設として改善要望が多く出されました。
病院	奈良社会保険病院・田北病院	病院を利用する市民が多く、救急告示病院に指定されています。

5-2 生活関連経路

(1) 生活関連経路の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」として定義しています。経路の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

考え方1：より多くの人々が利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や市民が多く利用する経路を優先的に選定します。

考え方2：歩行空間のネットワークを確保

地区内の回遊性などに配慮し、重点整備地区内の歩行空間のネットワークが確保されるように配慮します。

考え方3：将来的なまちづくりをふまえた経路を設定

本地区は、大和郡山市の歴史的背景から、細街路が網の目状にはりめぐらされ、早期の歩道設置や歩道拡幅といった整備が困難な経路が多くあります。しかし、経路の道路機能・役割を考慮し、将来的なまちづくり計画等の機会をとらえて整備を検討することが必要な路線についても、経路として設定します。

社会福祉会館への経路



[対応方針]

[意見・現状等]

- ・ 近鉄郡山駅方面から社会福祉会館への経路として城廻り線が利用されています。
- ・ 城廻り線の横断方策、渋滞解消、歩道のバリアフリー化の要望が多数出されました。
- ・ 本線を地下化する事業計画が進められており現状の課題が解決される予定です。

■ 事業完了までの間も実施可能な取り組みは積極的に行っていきながら、駅から社会福祉会館までの連続したバリアフリー空間の確保をめざします。

考え方4：暫定措置として、安全に移動できる経路を確保

市民の要望が高い経路の中には、早期の抜本的な改善が困難な経路、都市計画道路として事業が予定されている経路等があります。これらの経路については中・長期的な対応を行うだけでなく、暫定的な措置として短期的に実施可能な措置を行い、安全に移動できる経路を極力確保するように努めます。

大和郡山上三橋線



[対応方針]

[意見・現状等]

- ・ 地区内の東西を結ぶ幹線の一つです。
- ・ 交通量が多く歩行者、自転車、自動車が交錯し危険であるという意見が多数出されました。
- ・ これらの課題を抜本的に解決するためには用地買収等による道路の拡幅や、地区内の交通規制の見直し等が必要です。しかし、これらの実現には時間がかかることが想定されます。

■ 早期の対応が必要な経路として本計画で位置づけます。
■ 溝蓋設置の検討等、当面実施可能な措置は随時対応します。
■ 暫定的な経路として、紺屋川から外堀緑地を通る経路を設定します。

(2) 生活関連経路の選定

生活関連経路として選定した路線を示します。

表 5-2 生活関連経路

NO.	管理者	路線名	道路延長 (m)
A	奈良県	大和郡山上三橋線	1,400
B	奈良県	奈良大和郡山斑鳩線	550
C	奈良県	大和郡山広陵線	350
小計			2,300
a	大和郡山市	近鉄三の丸線	500
b	大和郡山市	三の丸線	200
c	大和郡山市	三の丸2号線	190
d	大和郡山市	城廻り線	300
e	大和郡山市	城廻り線	190
f	大和郡山市	三の丸今井材木線	300
g	大和郡山市	紺屋東西北線	450
h	大和郡山市	紺屋東西南線	400
i	大和郡山市	三の丸幾知山線	400
j	大和郡山市	新紺屋豆腐藺本線	650
k	大和郡山市	駅前広場線	80
l	大和郡山市	北廻り線	130
m	大和郡山市	箕山線	130
n	大和郡山市	柳町筒井線	300
o	大和郡山市	柳町停車場線	750
小計			4,970
合計			7,270

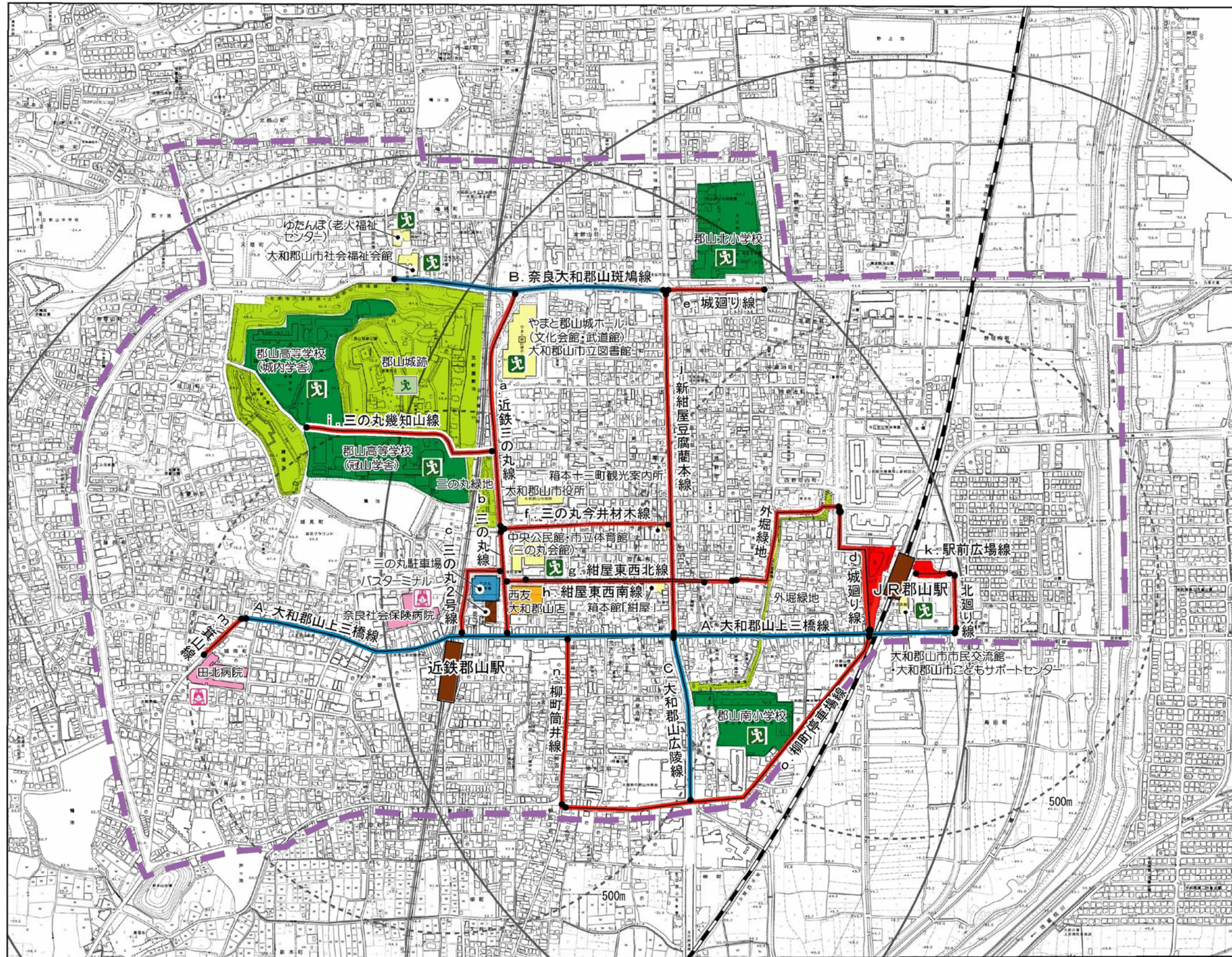


図 5-1 生活関連経路と生活関連施設